

平成20年度DPC評価分科会における特別調査（ヒアリング）（案）について

本年5月21日の中医協基本問題小委員会において、DPCに関する調査を補完し、適切な算定ルールの構築等について検討するため、平成19年度と同様にDPC評価分科会において、調査内容に基づいた意見交換（ヒアリング）を行うこととした。

第1 再入院について

昨年度のヒアリングの結果をふまえて、本年度より、同一疾患での3日以内の再入院については、1入院として取り扱う等の算定ルールの見直しを行ったところ。

ただし、4～7日以内の再入院や本来であれば外来で実施できる治療を入院医療で実施している例については、本年度も引き続き調査することとされた。

【調査方法】

平成20年度調査により得られたデータから、以下に該当する医療機関に調査票を配布する。

なお、ヒアリング対象医療機関は、調査票を取りまとめた結果等もふまえて、以下の区分に応じて、数医療機関を当該分科会に招集することとする。

ア 3日以内の再入院について

本年度より同一疾患による3日以内の再入院については、1入院として取り扱うこととしたが、その影響等について検証するために、3日以内再入院率が高い医療機関を対象とする。その際には、がん化学療法・放射線療法の場合とそれ以外の場合に区別して考慮する。

イ 4～7日以内の再入院について

4～7日以内の再入院については、今後の算定ルールの見直しに向けて、4～7日以内再入院率が高い医療機関を対象とする。その際には、上記と同様に、がん化学療法・放射線療法の場合とそれ以外の場合に区別して考慮する。

第2 適切な診療報酬の請求について

DPCにおいては、医療資源を最も投入した傷病名から、実施した手術や処置、また副傷病や重症度によって1つの診断群分類を決定して診療報酬の請求を行うが、診断群分類の決定が正しく行われるために、本年度より以下のとおり、算定ルールの見直しを行っている。

- ・ DPCにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報も加えること
- ・ 院内で標準的な診断及び治療方法の周知を徹底し、適切なコーディング（適切な診断を含めた診断群分類の決定をいう。）を行う体制を確保するため、責任者を定めるとともに、診療部門、薬剤部門、診療録情報を管理する部門、診療報酬の請求事務を統括する部門等に所属する医師、薬剤師及び診療記録管理者等から構成される委員会を設置し、少なくとも年に2回は当該委員会を開催すること

【調査方法】

平成20年度調査により得られたデータから、以下に該当する医療機関に調査票を配布する。

なお、ヒアリング対象医療機関は、調査票を取りまとめた結果等もふまえて、以下の区分に応じて、数医療機関を当該分科会に招集することとする。

- ア 主要な診断群分類について、1日当たりの包括範囲出来高点数の当該医療機関平均が全体の平均に比べて著しく高い又は低い医療機関
- イ 主要な診断群分類について、当該医療機関の平均在院日数が全体の平均より著しく長い又は短い医療機関
- ウ 正しく診断群分類が選択されていない（部位不明コード、いわゆる「.9」コード）症例の割合が高い医療機関
- エ 平成20年度より導入されたがん化学療法の主要な標準レジメンによる診断群分類の分岐及び薬剤の投与期間に応じた診断群分類の分岐（IFN- β 7日間以上投与した場合）の効果を検証するために、当該分類を選択する割合が高い医療機関

オ その他、必要に応じてデータの質が適切ではないと考えられる医療機関

第3 その他

平成20年度より、DPC対象病院において慢性期の病床を併設している病院（いわゆる「ケアミックス型病院」）も多く含まれていることが示唆されていることを踏まえ、当該医療機関におけるDPCの運用の状況等について、ヒアリングを実施してはどうか。